

総会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下「本会」という）の総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総会の種類)

第2条 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(招集の手續)

第3条 総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1)総会の日時及び場所
- (2)総会の議案の概要

(招集)

第4条 会長は総会の開催15日前までに、正会員に対して書面をもって通知しなければならない。
2 前項の通知には第3条各項を記載しなければならない。

(議決権行使に関する基準日)

第5条 総会開催日の前日における正会員を、招集される総会において議決権を有する者とする。

(委任状)

第6条 委任状を提出した正会員は出席したものと見なすが、議案の採決には関与しない。
2 委任状の提出期限は、総会前日までとする。
3 委任状の提出先は、本会事務局とする。

(定足数の確認)

第7条 事務局は総会の開会に際し出席者数を確認し、会場に報告しなければならない。
2 事務局は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。

(議長の選出)

第8条 議長は1名とする。
2 議長の選出は会員より立候補者を募り承認を得なければならない。
3 立候補者が多数の場合は、会員の投票により選出する。
4 立候補者がいないときは、理事会で推薦し承認を得る。

(議長の権限)

第6条 議長は総会の秩序を維持し、議事を整理する。
2 議長は指示に従わない又は議事を妨げる者に対して発言停止や退場をさせることができる。
3 議長は出席者の承認を得て、書記と議事録署名人3名を任命するものとする。
4 議事録署名人のうち1名は会長とする。

(議題の付議の宣言)

第7条 議長は各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。
2 議長は予め招集通知に示された順序に従い議題を付議するが、理由を述べてその順序を変更することができる。
3 議長は複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は議題付議の宣告後、必要と認めるときは理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。
2 理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 3 出席者が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。但し当該事項が総会の目的である事項に関しないものである又はその説明をすることが共同の利益を著しく害すると議長が認める場合はこの限りではない。

(議題の審議)

- 第9条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。
- 2 発言の順序は、議長が決定する。
 - 3 発言は簡潔明瞭であることを要し、議長は議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(採決)

- 第10条 議長は議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し採決することができる。
- 2 議長は一括して審議した議題については、一括して採択することができる。
 - 3 採決の方法は、議長が定めることができる。
 - 4 議長は採決に先立って議題及び自己の議決権の行使に関して如何なる意見も述べることはできない。
 - 5 議長は、採決の結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言しなければならない。

(休憩)

- 第11条 議長は必要と認めるときは再開時刻を定めて休憩を宣言することができる。

(閉会)

- 第12条 議長は、すべての議事が終了した後、閉会を宣言する。

(議事録)

- 第13条 議事の経過と結果の要領等は、議事録として記録しなければならない。
- 2 議長及び議事録署名人は、議事録に記名押印しなければならない。

(議事の結果の報告)

- 第14条 会長は総会の結果の概要を、本会の会誌に掲載し、正会員に報告するものとする。

(事務局)

- 第15条 総会の事務局は、本会事務局がこれに当たる。

(改廃)

- 第16条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

附則

- 本規程は、公益認定を受け移行の登記を行った日から施行する。

